様式第３号(第１２条関係)

開　催　記　録

名　　称	令和７年度第４回吉川市下水道事業審議会
開　催　日　時	令和７年１０月７日(火)　午後　２時３０分から 午後　４時００分まで
開　催　場　所	吉川市役所　２０３会議室
出席委員氏名	菊池委員、小山委員、飯島委員、辻委員、阿部委員、篠田委員、山本委員、森田委員、笠井委員、小林委員
欠席委員氏名	
担当課職員職氏名	中原市長 荒川都市建設部長　堀江副部長兼河川下水道課長 倉田総合治水担当副主幹、曽我下水道担当副主幹　小木曽主査
会議次第と会議の公開又は非公開の別	次第：別添参照 公開
傍聴者の数	２名
非公開の理由	
資料の名称	別添参照
開催記録の作成方法	□録音機器を使用した全文記録 ☑録音機器を使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	飯島委員、阿部委員
その他の必要事項	
内　　容	■開会 ■議事 ○下水道使用料の改定について 事務局より下水道使用料の改定について説明 【質疑応答】 菊池会長：本審議会の第一目的は、経営戦略の策定であり、これからの下水道事業を維持させていくことである。下水道事業における今後の状況は、人口減少とともに使用料収入は減少する一方で、施設の老朽化が進み、費用が増大することは目に見え

	ている。これは吉川市だけではなく、全国的にそのような状況にあり、下水道事業会計を維持するため財源を増やさなければならないということは、当たり前の話である。 こうした状況を踏まえ、前回の審議会では、料金改定で何とかしようという話が出たが、審議の中では、料金の値上げに異を唱える意見もあったところである。 しかし、経営戦略の策定条件として、収支均衡がとれていないものはあり得ず、そのような経営戦略を策定したら、国の交付金や交付税措置という財源が受けられなくなるため、現時点では、料金改定を踏まえた収支均衡がとれる経営戦略を策定する必要がある。 ただし、料金改定はセンシティブな話であるため、料金改定をせずに、不足分を一般会計からの繰入金で賄えばいいという意見もよくある。しかしながら、下水道事業はある程度、既に一般会計からの繰入金が入っており、これ以上、繰入金を増やすということは、税金負担で下水道事業を維持していくということになる。それは、合併浄化槽や農業集落排水事業を利用している方に、下水道使用料の不足分の負担を求めることになり、非常に理不尽な話である。 料金改定もしない、一般会計からの繰入れもしないというのであれば、暫くは下水道事業を維持できるかもしれないが、いずれは下水道事業は破綻し、我々の子どもや孫の世代に、負担を強いることになる。次の世代に負担を残すということは、人の矜持として、親の矜持として、正しいことかということを考えていただきたい。 下水道事業は、我々の世代だけ良ければいいということではなく、５０年、１００年維持しなければならないため、どうやって維持していくのか、今しっかり考えていただきたい。 それでは、事務局の説明に対して、ご意見、ご質問があれば、よろしくお願いしたい。 笠井委員：大口使用者のほうが料金が高く設定されている理由は何か。 事 務 局：下水道事業の普及促進のために、割合の多い小口使用者の料金負担の軽減を図り、大口使用者の料金が高く設定されたものと思われる。 菊池会長：補足すると、大口使用者の料金が高く設定されている理由の一つとしては、大口使用者の方が下水道施設に対して大きな負荷をかけているので、そのあたりを加味して、料金設定を

	高くする傾向があった。 現在、水道事業などにおいては、企業などの大口使用者の状況が不安定であるため、移転されないように逓増ではなく、逓減する団体も出てきている。 飯島委員：２０ページのパターン②、パターン③では使用水量ごとに値上げ率が変わっているが、どういうことか。 事 務 局：吉川市では平成１０年の料金改定以降２７年間、現行の料金体系を維持してきたが、今回は、今後赤字に転落しないよう２０％の料金改定をする場合の比較モデルとして、３つのパターンを示した。 そうした中で、使用水量ごとに改定率が異なるのは、水量区分と料金収入の状況を分析したところ、9ページのグラフのとおり、２０㎥以下の小口使用者と、２０１㎥以上の大口使用者は、使用量に対して料金の負担割合が高く、２１㎥から６０㎥までの使用者は、使用量に対して料金の負担割合が低い状況にあることから、この料金負担のギャップを緩和する設定をしたためである。 飯島委員：２０％程度の料金改定を実施した場合、令和１０年度における流動比率は何％になるのか。 事 務 局：流動比率は計画目標の令和３７年に１２０％を維持することを着地点とし、中間点である令和１０年度では１８０％程度と予測している。 飯島委員：八潮市の事故を受けて、国は老朽化した施設の更新費用に対する財源措置の話もしている。現在は国庫補助金が８割程度になっているが、増額された場合は、今後の見直しはどうなるか。 事 務 局：国庫補助金が８割程度とは、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内で進めている、下水道施設の新設整備のことであると思われる。これは、国が予算の範囲内で補助金を配分していることから、結果として、要望額に対して内示額が８割程度となったものである。 しかし、今後の下水道管渠の更新に対する補助は、この補助メニューとは異なるものであるため、国の動向を注視しながら、活用できるものは活用できるよう事業を進めていきたいと考えている。 小山委員：１０ページでは、世帯や事業所ごとの水量モデルが示されているが、吉川市の大口使用者などの実態を把握しているか。

	事 務 局：吉川市における世帯人数ごとの水量データは把握してない。 また、月使用量が 1,000 ㎥を超える事業者は 15 事業所ほど存在する。 菊池会長：今回示された基本水量の廃止は、全国的な流れに沿っている。これは、使用量が少ないのに、それ以上の使用料を負担するのは不公平という声があがっているためである。 他にご意見等が無ければ、下水道使用料の改定について、原案のとおりでよろしいか。 （意見なし） 菊池会長：異議なしと認め、原案のとおりとする。 ■その他 今後のスケジュールを事務局より説明。 次回：１０月３１日（金）　午後２時００分から 吉川市役所３０１会議室で開催

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名委員　飯島　正義（自署）　　署名委員　阿部　義行（自署）